

社会保険 大竹事務所通信

労務士法人

2020年 最低賃金を巡る動向

◆新型コロナウイルスの影響

昨年度は東京と神奈川で最低賃金が1,000円を超えるなど大幅な引き上げが行われましたが、2020年度は新型コロナの影響を受け、国は目安を示さず「現行水準の維持」を原則として、各地域の判断に委ねました。

その結果、元々の最低賃金額が高い大都市圏では「据え置き」となった地域が多く見られ、その他の地域も上げ幅はごくわずかとなっています。

以下の表は、近畿及び東京都の目安額です。今後の正式発表にご注意の上、ご準備をお願いいたします。

	金額(昨年度)	引上げ額
大阪	964円 (964円)	据え置き
京都	909円 (909円)	据え置き
兵庫	900円 (899円)	+1円
奈良	838円 (837円)	+1円
和歌山	831円 (830円)	+1円
滋賀	868円 (866円)	+2円
東京	1,013円 (1,013円)	据え置き

マイナンバーカードの 健康保険証利用受付が始まりました

2021年3月から、マイナンバーカードが健康保険証として利用できることになっていますが、その申込みが始まりました。詳細はマイナポータルホームページに掲載されていますが、概要は以下のようなものです。

◆メリットは？

① 就職・転職・引越をしても健康保険証としてずっと使える



- ② マイナポータルで特定健診情報や薬剤情報・医療費が見られる
- ③ マイナポータルで確定申告の医療費控除がカンタンにできる(2021年分確定申告から)
- ④ 窓口への書類の持参が不要になる

◆使い方は？

医療機関や薬局でマイナンバーカードをカードリーダーにかざすだけで使えます。オンライン資格確認が導入されている医療機関・薬局では、マイナンバーカードを持参すれば健康保険証がなくても利用できます。医療機関や薬局は、マイナンバーカードをかざした後、顔写真で本人を確認します。また、医療機関や薬局が12桁のマイナンバーそのものを取り扱うことはなく、マイナンバーカードのICチップ内の利用者証明用電子証明書を利用します。

ただ、オンライン資格確認が導入されていない医療機関・薬局では、引き続き健康保険証が必要です。

◆事前に準備するもの

- ① 申込者のマイナンバーカード
+ 数字4桁の暗証番号(パスワード)
- ② マイナンバーカード読取対応のスマートフォン
(またはPC+ICカードリーダー)
- ③ 利用するブラウザ用のマイナポータルアプリのインストール

なお、マイナポータルのホームページでは、パソコンの場合とスマートフォンの場合の利用申込方法の動画が公開されることになっているようですが、8月12日現在では「準備中」の表示になっています。

【マイナポータル「マイナンバーカードを健康保険証として利用できるようになります！」】

https://mya.go.jp/html/hokenshoriyoutop.html?fbclid=IwAR2jRv7ros5drqQWeFXxg87T91c.jFNTxGqwfIK8u2lo1gTxnuV_FgR2RAto

令和2年8月1日以降の基本手当日額の最低額については、最低賃金日額に、基本手当の給付率80%を乗じて計算されています。

(計算式)

901円(令和2年4月1日時点での地域別最低賃金の全国加重平均額)×20÷7×0.8
=2,059円

*変更の詳細については厚生労働省のパンフレットをご確認ください。

【厚生労働省「雇用保険の基本手当日額の変更」PDF】

<https://www.mhlw.go.jp/content/11607000/000654410.pdf>

8月1日から雇用保険の基本手当日額が変更になっています

◆「基本手当日額」の変更

雇用保険の基本手当日額が、令和元年度の平均給与額が平成30年度と比べて約0.49%上昇したことおよび最低賃金日額の適用に伴い変更されています。なお、平均給与額については、「毎月勤労統計調査」による毎月決まって支給する給与の平均額(再集計値として公表されているもの)が用いられています。

◆具体的な変更内容

1 基本手当日額の最高額の引上げ

基本手当日額の最高額は、年齢ごとに以下のようになります。

- (1) 60歳以上 65歳未満
7,150円 → 7,186円(+36円)
- (2) 45歳以上 60歳未満
8,330円 → 8,370円(+40円)
- (3) 30歳以上 45歳未満
7,570円 → 7,605円(+35円)
- (4) 30歳未満
6,815円 → 6,850円(+35円)

2 基本手当日額の最低額の引上げ

2,000円 → 2,059円(+59円)

※ 基本手当日額の算定基礎となる賃金日額の最高額、最低額等については、毎年度の平均給与額の変動に応じて変更されていますが、これにより変更された最低額が、最低賃金日額(地域別最低賃金の全国加重平均額に20を乗じて7で除して得た額)を下回る場合は、最低賃金日額を最低額とすることとされています(雇用保険法第18条第3項)。

育児休業制度の利用状況は？

～厚労省「令和元年度雇用均等基本調査」

◆女性の管理職割合や育児休業取得率などに関する状況を公表

厚生労働省は、7月31日に「令和元年度雇用均等基本調査」の結果を公表しました。本調査は、男女の均等な取扱いや仕事と家庭の両立などに関する雇用管理の実態把握を目的に実施しているもので、令和元年度は、全国の企業と事業所を対象に、管理職に占める女性割合や、育児休業制度や介護休業制度の利用状況などについて調査しています(令和元年10月1日現在の状況)。

◆育児休業取得者の割合

本調査の中でも、育児休業制度の利用状況に関する調査結果について注目したいと思います(調査対象数6,209事業所(有効回答数3,460事業所、有効回答率55.7%))。平成29年10月1日から平成30年9月30日までの1年間に在職中に出産した女性(男性の場合は配偶者が出産した男性)のうち、令和元年10月1日までに育児休業を開始した者(育児休業の申出をしている者を含む)の割合は、女性が83.0%(平成30年度82.2%)、男性7.48%(平成30年度6.16%)となっています。

◆有期契約労働者の取得率

また、同期間内に出産した、制度の対象となる有期契約労働者の女性の育児休業取得率は77.5%で、前回

調査(同 69.6%)より 7.9 ポイント上昇していますが、同期間内において配偶者が出産した、有期契約労働者の男性の育児休業取得率は 3.07%で、前回調査(同 7.54%)より 4.47 ポイント低下しました。有期契約労働者の取得率については、男性の場合は前回調査より下がる結果となっており、女性と比べて伸びていないことがわかります。

◆男性の育休促進の取組み

男性の育児休業については、かねてより国も取得促進に向けて取り組んでいます。取得率は7年連続で増加しているものの、上昇率は小幅にとどまっており、政府が目標としてきた「2020年に13%」の達成には程遠い状況となっています。そのような状況も受け、厚生労働省は、子どもの出生直後に着目した父親向けの休業制度を新設する方向で検討を始めているとのことです。子どもの出生後4週間に限り、簡単な手続きで休業でき、給付金も増やす案となっています。

コロナの影響で社会的にも働き方に対する意識の変化があらわれているなか、企業としても男性の育休取得については対応を検討していく必要があるそうです。

【厚生労働省「令和元年度雇用均等基本調査」】

<https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/71-r01.html>

台風や秋雨前線の影響に要注意！ 早めに防災対策を講じておきましょう！

◆防災対策の見直しはお早めに！

備蓄等の防災対策はできていますか？例年、9月は台風に加えて秋雨前線などの影響で雨量が増加する時期であり、土砂災害や河川の増水などに注意が必要です。今夏の大雨による被害も念頭に、改めて自社の防災対策について見直しておきたいものです。

◆企業が備蓄すべき物資

企業における防災対策の1つの目安として、東京都では、災害時に従業員が施設に留まることができるよう、雇用の形態を問わず事業所内で勤務する全従業員について、3日分の水、食料、その他の必要物資(ヘルメット、毛布、ビニールシート、簡易トイレ、衛生用品、医療薬品、携帯ラジオ、懐中電灯、乾電池等)の備蓄を行うことが努力義務とされています。

都条例によると、水は1人当たり1日3リットル(計9リットル)、食料(アルファ化米、クラッカー、乾パン、カップ麺等)は1人当たり1日3食(計9食)分を用意する必要がありますから、これを保管しておくスペースを確保しておく必要もあります。その際、備蓄品が障害物となるなど消防法等に違反することのないよう、注意しなければなりません。また、企業が所在する場所によっては、たとえば浸水などにより必要な時に使うことができなかったということのないよう、備蓄品の保管場所の分散も検討しましょう。

◆新型コロナウイルス対策のための「+α」

加えて今年は、特に新型コロナウイルス対策への準備も必要です。十分な量のマスクやアルコール消毒液、体温計を、備蓄品にセットしておきたいものです。すでに備えをしているという企業でも、見落としがちなポイントですから、改めて自社の備蓄品を確認してみてください。

9月の税務と労務の手続【提出先・納付先】

10日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付
[郵便局または銀行]
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出
<前月以降に採用した労働者がいる場合>
[公共職業安定所]

30日

- 健保・厚年保険料の納付 [郵便局または銀行]
- 健康保険印紙受払等報告書の提出 [年金事務所]
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 [公共職業安定所]
- 外国人雇用状況の届出(雇用保険の被保険者でない場合) <雇入れ・離職の翌月末日>
[公共職業安定所]

～編集後記～

厳しい残暑が続いています。熱中症に新型コロナウイルスにと、気を付けなければならないことが多くて気が休まりませんが、体調管理にはご注意くださいませ。

今月も最後までお読み下さり、ありがとうございました。(R.0)